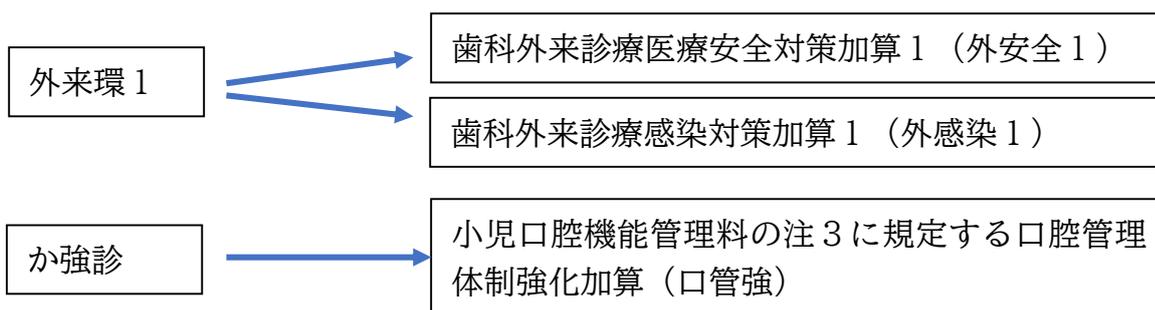


★今回のニュースは鹿児島県保険医協会の会員でない先生方にもご案内しております。

施設基準の経過措置にご注意下さい(2025年5月末まで)！
「外安全1」、「外感染1」、「口管強」の再届出はお済みですか？

2024年6月の改定で、「歯科外来診療環境体制加算1（外来環1）」と「かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所（か強診）」が下記の通り変更となっており、改定前に当該届出をしていた保険医療機関は、2025年5月末まで該当するものとみなされております。



改定以前、「外来環1」や「か強診」を届け出済で、「外安全1」「外感染1」「口管強」を引き続き算定していた保険医療機関は2025年6月6日（必着）までに新たな施設基準の要件を満たし、再届出する必要があります。再届出をしなければ、2025年6月以降施設基準が失効しますので、ご注意ください。

■届出状況の確認と様式

協会ホームページの「会員の皆様へ」⇒「歯科」に下記項目を掲載するようにします。

- ・「届出受理医療機関名簿」鹿児島県・歯科
- ・九州厚生局「基本診療料の届出一覧」「特掲診療料の届出一覧」のリンク、「外安全1」「外感染1」「口管強」の届出様式データ

■歯科施設基準対応研修会のご案内 **会員限定**

「口管強」については、「エナメル質初期う蝕管理、根面う蝕管理」、「小児の心身の特性」に関する研修が追加になっております。当会では「歯科施設基準対応研修会」をeラーニングで実施しております。



協会ホームページの右記のロゴをクリックしご確認ください。（受講には

「会員認証コード」が必要ですので、当会までお問い合わせ下さい）

※まだ当会の会員でない先生は、事前に本会入会手続きの上、参加費（開業医 24,000円、勤務医 21,000円）を納入頂きます。ご入会后6ヶ月間に退会がなければ、同参加費は会費に充当します。

※今後、通知等の変更などにより上記内容が変更となることも考えられますので、本日時点での内容であることを、あらかじめご了承下さい。

※施設基準・届出についてのお問い合わせに関しましては、直接九州厚生局にご確認下さい。